

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年9月1日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1807号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（規則第6-470号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第2 （第2条関係） 準 特 地 公 署		別表第2 （第2条関係） 準 特 地 公 署	
所在地	公 署	所在地	公 署
(略)	(略)	(略)	(略)
胎 内 市	<u>新発田警察署胎内駐在所</u>	胎 内 市	<u>胎内警察署胎内駐在所</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、平成29年9月1日から施行する。